独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
（主務大臣）	
第八条　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	
（略）	（略）
香川用水施設緊急対策事業	（略）
吉野川下流域用水事業	吉野川下流域用水施設
香川用水施設改築事業	香川用水施設改築事業の対象である施設
（略）	（略）

改正前	
（主務大臣）	
第八条　機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	
（略）	（略）
香川用水施設緊急対策事業	（略）
吉野川下流域用水事業	吉野川下流域用水事業の対象である施設
（新設）	（新設）
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第六百一号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第九十四号）第七条の規定に基づき、昭和四十三年十月一日農林省告示第千四百八十七号（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

第１表

年災害復旧事業（補助）計画概要書

災害名及び年月日	台風（第　号）　年　月　日	事業主体名	
地区名		箇所番号	
施行位置	郡市　町村　字	地域区分	
受益面積（関係面積）	ha	受益戸数	戸
被災前の工法		直営又は請負の別	

工種	分	事業量	緊急順位
区分	事業	事業費	摘要
総事業		千円	
うち未成		千円	
うち転属		千円	
差引		千円	産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費
被災原因及び被災状況			
復旧工事計画			

注１．　関係面積は、被災した農地の面積又は被災した農業用施設により受益する地域の面積を記入すること。

２．　受益面積は、被災した農地の面積又は被災した農業用施設の復旧によって直接受益する地域の面積を記入すること。

３．　受益戸数は、被災した農地又は被災した農業用施設の復旧によって直接受益する農地について耕作の事業を行う戸数を記入すること。

４．　地域区分については、中山間地域（農林統計上用いられる農業地域類型区分のうち中間農業地域及び山間農業地域をいう。）に該当する場合は「○」を入力すること。